（案・2025 年 12 月 5 日版）

GS1 Japan 産業横断レジストリー利用規約

202〇年〇月〇日　〇規約第〇号　制　　定

一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）は、消費者への正確な商品情報提供および事業者間での効率的商品情報授受の実現を目的として、我が国の流通業界において GTIN 等登録事業者が連携データベースに登録した商品情報を業界横断的に取得可能とする GS1 Japan 産業横断レジストリーを構築し、その利用に関する GS1 Japan 産業横断レジストリー利用規約（以下、本規約）を次のとおり定める。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、⇒に続いて記載する。

(1) GS1 Japan 産業横断レジストリー⇒利用者が業界横断的に、連携データベースに登録されている商品情報を取得できるシステム（以下、本システム）

(2) 利用者⇒本システムを利用する、貸与されている GS1 事業者コードが全て有効な事業者

(3) 連携データベース⇒別紙 1 に定める、GS1 Japan 産業横断レジストリーが利用者に提供する商品情報を取得する商品情報データベース

(4) 商品情報⇒GTIN 等登録事業者が連携データベースに登録する GTIN に紐づく商品に関する情報

(5) GTIN 等登録事業者⇒GS1 Japan から GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者であって、GTIN およびそれに紐づく商品情報を連携データベースに登録する事業者（製造業者・卸売業者・小売業者等）

(6) GTIN（Global Trade Item Number）⇒どの事業者の、どの商品（サービスを含む）であるかを表す GS1 AISBL が定める国際標準の識別コードで、商品のブランドオーナー（ある商品の名称を利用する権利を有する製造業者・卸売業者・小売業者・サービス提供者）が商品ごとに設定するコード

(7) GS1 事業者コード⇒GTIN 等の各種 GS1 識別コードを設定するために必要なコードで、日本国内では GS1 Japan が設定・管理し、事業者に貸与するコード

(8) GS1 識別コード⇒GTIN 等の GS1 AISBL が定める国際標準の識別コード

(9) GS1 加盟組織⇒GS1 AISBL を構成する国・地域の GS1 識別コードの管理団体であって GS1 標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織

(10) GS1 AISBL⇒国際的な流通標準化推進機関である非営利ベルギー法人

(11) 知的財産権等⇒特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・不正競争防止法上の権利等

第 2 条（規約への同意）

1　利用者は、本システムを利用するにあたり、本規約の全ての内容を確認し同意しなければならない。

2　利用者が本システムを利用したときは、本規約に同意したものとみなす。

第 3 条（システムの利用）

1　利用者が本システムを利用するには、貸与されている GS1 事業者コードが全て有効な状態でなければならない。

2　利用者は本システムにより得られた商品情報を自己の業務のためにのみ使用することができ、他の事業者に利用させることはできない。商品情報の販売・貸出・出版・公表・その他の方法による提供は、自己の業務外での使用として禁止される。自己の業務での使用か否かについて疑義が生じたときは、GS1 Japan の判断を受けなければならない。

3　GS1 Japan は、本システムの利用により得られる商品情報の登録内容の正確性を保証しない。
また、利用者は、本システムの利用により得られた商品情報について、GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者によってその内容が保証されている旨を明示・黙示を問わず表示してはならない。利用者が商品情報に明らかな誤りを認識した場合は、利用者は GS1 Japan に内容の確認を求め、相談することができる。

4　利用者は、本システムの利用に際し、正当に使用する権利を有さない GS1 事業者コードをもとに作成された GTIN または GTIN と誤認されるコードの使用を認識した場合に、GS1 Japan にその内容を連絡し、GS1 事業者コード・GTIN の適正な運営に協力しなければならない。

5　利用者は、正確な商品情報の効率的な授受のため、GTIN 等登録事業者に対し連携データベースへの正確な商品情報の登録を要請するよう努めるものとする。

6　本システムの仕様は、連携データベース運営事業者（別紙 1 記載）と協議の上、GS1 Japan が定める。また、GS1 Japan は、本システムの仕様の改良・追加・削除等の変更および第三者への運営委託を行うことができる。

7　利用環境（ハードウェア・ソフトウェア・インターネット接続回線・セキュリティの確保等、本システムの利用に必要な環境）の整備は利用者が行う。

8　利用者がシステムを利用するための通信費等は利用者の負担とする。

第 4 条（料金）

1　最初の期間の料金は、契約書本文に記載する。

2　更新後の期間の料金は別紙 2 で定める。

3　最初の期間の料金の支払時期は契約書本文に記載する。更新後の料金の支払時期は契約書本文記載の日およびその応当日とする。

4　利用者が料金の支払いを遅滞したときは、遅滞の日の翌日から支払い済みまで年 6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

5　料金の表示は消費税を含まない。

第 5 条（利用概要書）

1　利用者は、本システムを利用するにあたり、別紙様式 1 で定める利用概要書を提出しなければならない。

2　利用者は、利用概要書の記載内容に変更が生じた場合、その変更内容を速やかに GS1 Japan に届け出なければならない。なお、当該届出がなかったことで利用者に不利益が生じても、GS1 Japan は責任を負わない。

3　前項により料金が増額となる場合、利用者は、別紙 2 で定める料金表に従い差額を GS1 Japan が定める期日までに支払わなければならない。減額のときは GS1 Japan は差額の返金を行わない。

第 6 条（利用担当者）

1　利用者および GS1 Japan は、それぞれ連絡先窓口となる利用担当者を定め、互いに通知しなければならない。

2　利用者および GS1 Japan は、利用担当者に変更が生じた場合、その変更内容を速やかに通知しなければならない。

第 7 条（利用期間・自動更新）

1　利用期間は、1 年間とし、始期と終期は、契約書本文に記載する。

2　利用期間終了の 60 日前までに、利用者から GS1 Japan に書面による利用終了の意思表示が無い場合、利用期間は自動的に 1 年間更新され、その後も同様とする。

3　前項の場合、利用者は、GS1 Japan からの請求書を受領後、契約書本文記載の日までに次の 1 年間の料金を支払わなければならない。なお、別紙 2 の料金が変更されている場合、新たな期間の料金は変更後の料金とする。

第 8 条（途中解約）

利用者が本システムの利用を終了するときは、事前にその旨、別紙様式 2 で定める GS1 Japan 産業横断レジストリー解約申込書を GS1 Japan に電子メールで提出しなければならない。この場合、既に支払い済みの料金は返金されない。

第 9 条（譲渡および貸与の禁止）

利用者は、本システムの利用資格について、第三者に譲渡あるいは貸与、その他の方法による処分をしてはならない。

第 10 条（地位の承継）

1　利用者の合併、営業譲渡、会社分割等があった場合、利用者の地位を承継した企業は、承継の日から 30 日以内にこれを証明する書類を添えて、GS1 Japan に届け出なければならない。

2　前項により料金に増減が発生する場合、利用者は、増額のときは別紙 2 で定める料金表に従い差額を GS1 Japan が定める期日までに支払わなければならず、減額のときは GS1 Japan は差額の返金を行わない。

第 11 条（情報の適格性非保証）

1　本システムにより得られた商品情報は、GTIN 等登録事業者により提供された商品情報によって構成されるものであり、その商品情報の提供に関わる GS1 Japan・連携データベース運営事業者はその内容の正確性・適格性・最新性について責任を負わない。

2　本システムの利用または本システムにより得られた商品情報の使用は利用者の責任で行い、その商品情報の使用に関連して損害が発生しても、GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録

事業者は責任を負わない。

3　本システムにより得られた商品情報は、法令（ヘルスケア製品に関するものを含む）に適合することを保証するものではない。

4　本システムおよび本システムにより得られた商品情報は、GS1 Japan・連携データベース運営事業者が管理運営していない他のウェブサイトへのリンクを含むが、GS1 Japan はこれらのウェブサイトのコンテンツについて責任を負わない。また、リンクの掲載は、GS1 Japan・連携データベース運営事業者がこれらのウェブサイトを推奨することを意味するものではない。

第 12 条（非保証）

1　GS1 Japan は、本システムについて以下の事項を含め、一切の保証をしない。

(1)　本システムの利用により利用環境に不具合や障害が生じないこと

(2)　本システムが正確かつ完全であること

(3)　本システムの動作または機能に係る不具合が修正されること

(4)　本システムが永続的に提供されること

(5)　本システムが利用者の特定の目的に適合し、有用であること

(6)　本システムが利用者に適用される法令等および業界団体の内部規則等に適合すること

2　本システムの利用は、利用者の責任で行うものであり、この結果生じた利用者の商品情報関連システムに対する損害またはデータの喪失について、GS1 Japan は責任を負わない。

第 13 条（禁止行為）

利用者は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

(1)　法令に違反する行為

(2)　犯罪に関連する行為

(3)　公序良俗に反する行為

(4)　GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者の有する知的財産権等およびプライバシー権・肖像権・名誉・信用その他の権利または利益を侵害する行為

(5)　本システムの運営維持を妨げる行為・本システムの改変・リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブルその他本システムの解析

(6)　本システムのネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為

(7)　本システムのネットワークまたはシステム等に不正にアクセスする行為

(8)　第三者になりすます行為

(9)　第三者の知的財産権等およびプライバシー権・肖像権・名誉・信用その他の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japan に送信する行為

(10) 本システムにより使用できる情報を改ざん・流用または第三者に提供する行為

(11) 本システムの機能により、第三者に不利益もしくは損害を与える行為・迷惑行為またはそのおそれのある行為

(12) GS1 Japan の事業活動を妨害する行為

(13) 前各号の行為を直接・間接に惹起しまたは容易にする行為

(14) その他、GS1 Japan が不適切と判断する行為

第 14 条（利用停止等）

1　GS1 Japan は、利用者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、緊急的で事前に通知をすることが困難な場合を除き事前に通知し、合理的な期間に是正措置が取られない場合、本システムの利用の停止・終了をすることができる。

(1)　契約書本文・本規約に違反した場合

(2)　GS1 Japan からの問い合わせに対して、合理的な理由が無く 7 日間以上応答がない場合

(3)　合理的な理由に基づき、GS1 Japan が本システムの利用を適当でないと判断した場合

2　利用者は、本システムの利用を停止された場合、GS1 Japan に対して負っている債務について期限の利益を失い、直ちに GS1 Japan に対する全ての債務の履行をしなければならない。

3　利用者が本システムの利用を停止された場合、既に支払い済みの料金については返金されない。

4　GS1 Japan は、本条に基づく利用停止等により利用者に生じた損害について、責任を負わない。

第 15 条（システムの変更・中断・終了）

1　GS1 Japan は、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセス・天災地変・連携データベースの不具合・その他 GS1 Japan の責に帰さない原因により本システムの提供ができなくなったとき、または、予見可能な範囲の障害等の回避・事業上の理由・法令の制定改廃・その他やむを得ざる事情が生じたことにより提供ができなくなったときには、本システムを変更・中断・終了することができる。

2　GS1 Japan は、前項の変更・中断・終了にあたっては、事前に予告するよう努める。ただし、緊急の場合、技術的に困難な場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3　1 項に基づきシステムの変更・中断・終了を行った場合、GS1 Japan の故意または重過失による場合を除き、これによって利用者に生じた損害について、損害賠償その他の責めを負わない。

第 16 条（秘密保持）

利用者および GS1 Japan は、本システムの利用に関連して知り得た、相手方の技術上および営業上の一切の情報（以下、秘密情報）につき、本規約の有効期間中はもとより、その終了後も、第三者に開示せず、かつ、本システムの利用の目的以外に使用しない。ただし、利用者および GS1 Japan 間で別途合意した場合、および次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1)　相手方から知得したとき、すでに公知・公用であったもの

(2)　相手方から知得したとき、すでに自ら所有していたもの

(3)　相手方から知得した後に、自らの責に帰すべき事由によらず、公知・公用となったもの

(4)　正当な権限を有する第三者から、守秘義務を伴わずに合法的に知得したもの

(5)　官公庁または法令等の要求により、強制的に開示される情報

(6)　開示された情報を使用することなく、独自に開発した情報

第 17 条（個人情報の取扱い）

GS1 Japan は、個人情報を、GS1 Japan のウェブサイトに掲示した「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱う。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1　利用者は、本システムの利用期間中、利用者およびその株主・役員その他、利用者を実質的に支配する者が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・不法収益犯罪収益等関連犯罪行為者・総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

2　GS1 Japan は、本システムの提供期間中、GS1 Japan および GS1 Japan 役員その他、GS1 Japan を実質的に支配する者が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・不法収益犯罪収益等関連犯罪行為者・総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

3　利用者が 1 項の表明・保証に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は利用者の本システムの利用を停止し、本契約を解除することができる。その場合、利用者は、本システムの利用停止・契約解除による損害賠償の請求をすることができない。

第 19 条（権利帰属）

1　本システムの構成に関する知的財産権等は、GS1 Japan に帰属する。

2　本システムにより得られる情報は、GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者に帰属する。

3　本システムの利用により、本システムの構成に関する GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者の知的財産権等、いかなる権利も利用者に許諾されるものではない。

4　GS1 Japan は、利用者の利用に関する情報について、本システムの普及および改善のため、利用者が特定できない形で公開することができる。

第 20 条（紛争処理および損害賠償）

1　利用者は、本システムの利用に関連して GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2　GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者が、利用者による本システムの利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、利用者の費用と責任において、そのクレームまたは紛争を処理し、進捗および結果を GS1 Japan に報告すると共に GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者が負担した損害を賠償しなければならない。

3　GS1 Japan・連携データベース運営事業者・GTIN 等登録事業者は、故意または重過失により損害を与えた場合を除き、利用者に対して、請求原因の如何を問わず、何らの損害賠償義務を負わない。

第 21 条（協議解決）

本規約に規定のない事項および本規約に関して疑義を生じた場合、GS1 Japan および利用者は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

第 22 条（準拠法・裁判管轄）

1　本規約の準拠法は、日本法とする。

2　本規約および本システムに関連して利用者と GS1 Japan の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 23 条（本規約の変更）

1　GS1 Japan は、本規約を変更することができる。

2　本規約の変更は、合理的な周知期間を確保した上で、変更の効力発生日とともに GS1 Japan のウェブサイトに掲載または利用者に電子メールで通知する方法によって行う。

3　利用者が規約変更の掲示または通知後に本システムを利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなされる。

第 24 条（本システムの対象としている利用者）

1　本システムの利用者は、小売業者とする。

＜別紙 1＞

連携データベース	(1)GS1 Japan が管理・運営する GS1 Japan Data Bank -商品情報- (2 株式会社プロダクト・レジストリ・サービスが管理・運営する商品情報提供サービス (3)株式会社ジャパン・インフォレックスが管理・運営する Inforex データ連携サービス

＜別紙 2＞

＜料金表＞ 年額費用　　単位：千円

(年商：億円)	①初期設定料	①初期設定料（税込）	②利用料（年額、一括）			②利用料（年額、一括）（税込）
			②-1 基本料	②-2 情報利用料 Ver1.0	利用料合計	
100億未満	300	330	23	45	68	74
100 ～	300	330	45	90	135	149
200 ～	300	330	90	180	270	297
300 ～	300	330	135	270	405	446
400 ～	300	330	180	360	540	594
500 ～	300	330	225	450	675	743
600 ～	300	330	270	540	810	891
700 ～	300	330	315	630	945	1,040
800 ～	300	330	360	720	1,080	1,188
900 ～	300	330	405	810	1,215	1,337
1,000 ～	300	330	450	900	1,350	1,485
2,000 ～	300	330	900	1,800	2,700	2,970
3,000 ～	300	330	1,350	2,700	4,050	4,455
4,000 ～	300	330	1,800	3,600	5,400	5,940
5,000 ～	300	330	2,000	4,500	6,500	7,150
6,000 ～	300	330	2,000	5,400	7,400	8,140
7,000 ～	300	330	2,000	6,300	8,300	9,130
8,000 ～	300	330	2,000	7,200	9,200	10,120
9,000 ～	300	330	2,000	8,100	10,100	11,110
10,000 ～	300	330	2,000	9,000	11,000	12,100
11,000 ～	300	330	2,000	9,810	11,810	12,991
12,000 ～	300	330	2,000	10,620	12,620	13,882
13,000 ～	300	330	2,000	11,430	13,430	14,773
14,000 ～	300	330	2,000	12,240	14,240	15,664
15,000 ～	300	330	2,000	13,050	15,050	16,555
16,000 ～	300	330	2,000	13,860	15,860	17,446
17,000 ～	300	330	2,000	14,670	16,670	18,337
18,000 ～	300	330	2,000	15,480	17,480	19,228
19,000 ～	300	330	2,000	16,290	18,290	20,119
20,000 ～	300	330	2,000	17,100	19,100	21,010
21,000 ～	300	330	2,000	17,820	19,820	21,802
22,000 ～	300	330	2,000	18,540	20,540	22,594
23,000 ～	300	330	2,000	19,260	21,260	23,386
24,000 ～	300	330	2,000	19,980	21,980	24,178
25,000 ～	300	330	2,000	20,700	22,700	24,970
26,000 ～	300	330	2,000	21,420	23,420	25,762
27,000 ～	300	330	2,000	22,140	24,140	26,554
28,000 ～	300	330	2,000	22,860	24,860	27,346
29,000 ～	300	330	2,000	23,580	25,580	28,138
30,000 ～	300	330	2,000	24,300	26,300	28,930
31,000 ～	300	330	2,000	24,930	26,930	29,623
32,000 ～	300	330	2,000	25,560	27,560	30,316
33,000 ～	300	330	2,000	26,190	28,190	31,009
34,000 ～	300	330	2,000	26,820	28,820	31,702
35,000 ～	300	330	2,000	27,450	29,450	32,395
36,000 ～	300	330	2,000	28,080	30,080	33,088
37,000 ～	300	330	2,000	28,710	30,710	33,781
38,000 ～	300	330	2,000	29,340	31,340	34,474
39,000 ～	300	330	2,000	29,970	31,970	35,167
40,000 ～	300	330	2,000	30,600	32,600	35,860
41,000 ～	300	330	2,000	31,140	33,140	36,454
42,000 ～	300	330	2,000	31,680	33,680	37,048
43,000 ～	300	330	2,000	32,220	34,220	37,642
44,000 ～	300	330	2,000	32,760	34,760	38,236

＜料金表＞ 年額費用　　単位：千円

(年商：億円)	①初期設定料	①初期設定料（税込）	②利用料（年額、一括）			②利用料（年額、一括）（税込）
			②-1 基本料	②-2 情報利用料 Ver1.0	利用料合計	
45,000 ～	300	330	*2,000*	*33,300*	35,300	38,830
46,000 ～	300	330	*2,000*	*33,840*	35,840	39,424
47,000 ～	300	330	*2,000*	*34,380*	36,380	40,018
48,000 ～	300	330	*2,000*	*34,920*	36,920	40,612
49,000 ～	300	330	*2,000*	*35,460*	37,460	41,206
50,000 ～	300	330	*2,000*	*36,000*	38,000	41,800
51,000 ～	300	330	*2,000*	*36,450*	38,450	42,295
52,000 ～	300	330	*2,000*	*36,900*	38,900	42,790
53,000 ～	300	330	*2,000*	*37,350*	39,350	43,285
54,000 ～	300	330	*2,000*	*37,800*	39,800	43,780
55,000 ～	300	330	*2,000*	*38,250*	40,250	44,275
56,000 ～	300	330	*2,000*	*38,700*	40,700	44,770
57,000 ～	300	330	*2,000*	*39,150*	41,150	45,265
58,000 ～	300	330	*2,000*	*39,600*	41,600	45,760
59,000 ～	300	330	*2,000*	*40,050*	42,050	46,255
60,000 ～	300	330	*2,000*	*40,500*	42,500	46,750
61,000 ～	300	330	*2,000*	*40,860*	42,860	47,146
62,000 ～	300	330	*2,000*	*41,220*	43,220	47,542
63,000 ～	300	330	*2,000*	*41,580*	43,580	47,938
64,000 ～	300	330	*2,000*	*41,940*	43,940	48,334
65,000 ～	300	330	*2,000*	*42,300*	44,300	48,730
66,000 ～	300	330	*2,000*	*42,660*	44,660	49,126
67,000 ～	300	330	*2,000*	*43,020*	45,020	49,522
68,000 ～	300	330	*2,000*	*43,380*	45,380	49,918
69,000 ～	300	330	*2,000*	*43,740*	45,740	50,314
70,000 ～	300	330	*2,000*	*44,100*	46,100	50,710
71,000 ～	300	330	*2,000*	*44,370*	46,370	51,007
72,000 ～	300	330	*2,000*	*44,640*	46,640	51,304
73,000 ～	300	330	*2,000*	*44,910*	46,910	51,601
74,000 ～	300	330	*2,000*	*45,180*	47,180	51,898
75,000 ～	300	330	*2,000*	*45,450*	47,450	52,195
76,000 ～	300	330	*2,000*	*45,720*	47,720	52,492
77,000 ～	300	330	*2,000*	*45,990*	47,990	52,789
78,000 ～	300	330	*2,000*	*46,260*	48,260	53,086
79,000 ～	300	330	*2,000*	*46,530*	48,530	53,383
80,000 ～	300	330	*2,000*	*46,800*	48,800	53,680

※小売業者の利用を前提としています。年商に応じた利用料としています。
直近の年商を確認できる資料をご提出いただきます。
詳細はGS1 Japanデータベース事業部までお問い合わせください。